

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（発達障がい者地域支援マネージャー） 採用試験募集案内

◆鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課◆

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話(0857)26-7151 FAX(0857)26-8136
インターネット <https://www.pref.tottori.lg.jp/kodomohattatu/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・試験結果発表日

受付期間	令和8年1月26日(月)～令和8年2月6日(金) ◎持参、郵送どちらでも申込みができます。 持参、郵便のいずれの場合も、令和8年2月6日(金)午後5時必着 ◎郵送の場合は封筒表に「受験申込書在中」と朱書してください。 ◎持参による場合の受付時間 平日の8:30～17:00は本庁舎2階の子ども発達支援課で受け付けます。(土・日曜日、祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和8年2月16日(月) 試験開始時刻:午後1時30分 ◎諸事情により試験日時が変更になる場合があります。変更の場合は、別途電話連絡しますので、受験申込書に確実に連絡がとれる電話番号を記載してください。 ◎開始時間は遅れる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
試験会場	鳥取県庁議会棟 3階 第12会議室(鳥取市東町一丁目220) ※会場まで案内しますので、子ども発達支援課(県庁本庁舎2階)までお越しください。
試験結果発表日	令和8年2月20日(金) (予定)

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
発達障がい者地域支援マネージャー	1名	発達障がい児者の地域における支援ネットワークの構築 (1) 市町村、事業所、医療機関等を訪問し、支援状況の把握、助言、情報提供 (2) 市町村、基幹相談支援センター、関係機関等との連絡会の開催 (3) 県内の支援体制の情報集約と情報発信、連携のための活動 (4) 全国規模の地域支援マネージャー研修等への参加	発達障がい者支援センター『エール』 (倉吉市みどり町 3564-1 (皆成学園内))

3 受験資格

(1) 年齢 性別を問いません。

(2) 資格等

- ・発達障がいの福祉、保健、教育のいずれかの分野において、発達障がい児者支援に係る相談・指導に関する業務に5年以上の従事経験がある人
- ・発達障がい児者等への支援方法に精通している人

(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- ・拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人の

- ・鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人
- ・地方公務員法附則(平成11年12月8日法律第151号)による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、就労に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務(許認可事務、補助金等業務等)には就くことができません。

4 試験内容

試験種目	配点	内容
専門試験	150点	「自分の目指す発達障がい児者の地域支援の方向性」に関する作文による筆記試験（申込時に提出）
人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験（約15分）

5 任用期間

任用期間	令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）
------	------------------------

6 勤務条件(予定)

給与	<p>○報酬 日額13,810円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれによります。</p> <p>○期末勤勉手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分（6ヶ月期1.1205月分、12ヶ月期1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じた額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6ヶ月期：100分の30 12ヶ月期：100分の100)</p> <p>○費用弁償(通勤手当) - 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） - 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり、150,000円を限度額として支給します。 - 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円～42,985円までの範囲内で支給します。</p>
福利	健康保険、厚生年金保険、雇用保険対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	<p>次に掲げる休暇を取得できます。</p> <p>(1) 年次有給休暇 任用期間に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。</p> <p>(2) 特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。</p>

勤務日及び 勤務時間	月17日。勤務計画は、あらかじめ協議して決めます。 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります。(再度の任用4回まで)

◎上記は、現時点における勤務条件であり、採用時までに制度改正又は給与改定があった場合は、それによります。

7 受験申込手続

提出書類等	下記の書類を提出期限までに郵送又はご持参ください。 (1)採用試験申込書 1部 ※申込書には顔写真を貼付すること。 (2)作文 課題「自分の目指す発達障がい児者の地域支援の方向性」(筆記試験) ※自分の考えを1,000文字程度にまとめ、申込書と一緒に提出すること。 (市販の原稿用紙、パソコンからの印刷ともに可)
申込み先	◆鳥取県子ども家庭部子ども発達支援課◆ 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 (県庁本庁舎2階) 電話(0857)26-7151
受験票の交付	受験票は交付しません。面接日及び時間は、変更があれば前日までに電話でお伝えします。 試験開始15分前までに、本庁舎2階の子ども発達支援課にお越しください。

※配慮が必要な方は、会場準備等の都合がありますので、申込み時にお知らせください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

【申込書の記載方法】

- 1 記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。
- 2 ※の欄を除くすべての欄にもれなく正確に記入してください。

【作文(専門試験)について】

課題についての自分の考えを1,000文字程度にまとめ、申込書と一緒に提出してください。
(市販の原稿用紙、パソコンからの印刷ともに可)

8 採用予定者の決定方法

専門試験及び人物試験の得点の高い順に採用予定者を決定します。ただし、それぞれの得点が一定の基準に満たない場合は、合計得点に関わらず不合格とします。

9 試験結果の発表

受験者全員に合否を文書で通知します。

10 試験結果(得点等)の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例(令和4年鳥取県条例第29号)第14条第1項の規定により、指定された窓口で開示を請求することができます。開示内容等は次の表のとおりです。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人 又は法定代理人	試験の合否、合計得点、順位 及び試験種目ごとの得点	試験結果発表日から 1月間	鳥取県子ども家庭部子ども 発達支援課 (県庁本庁舎2階)

試験結果の開示の請求は、受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合は法定代理人も可）が運転免許証、学生証等の写真により受験者本人が確認できるものを持参して、直接開示場所へおいでください。電話、はがき等による請求では開示できませんので、注意してください。

また、採用予定者への通知とは別に希望者には郵送により試験結果（得点等）を通知しますので、通知を希望される方は、試験当日に110円切手を貼った宛先明記の通知用封筒〔定型長形3号（12cm×23cm）〕を持参してください。

11 試験に関する注意事項

当日は、試験開始15分前までに子ども発達支援課（県庁本庁舎2階）に集合してください。（遅刻者は原則受験できません。）

12 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送、採用手続き及び配属先の決定以外には利用しません。